

居宅介護支援事業所だより

—高額介護サービス費支給制度について—

介護保険を利用し、同一月内の自己負担1割（所得により2-3割）の合計の額が高額になったとき、申請をすると「高額介護サービス費」として払い戻される制度があります。

個人の所得や世帯の所得に対して上限が異なります。

この高額介護サービスの対象には、老人ホームなどの居住費や食費、差額ベッド代、生活費などを含むことはできません。

また、在宅で介護サービスを受けている場合の福祉用具の購入費や住宅改修費などについても高額介護サービス費の支給対象とはなりません。

市町村によって異なりますが、対象の方は案内が届きます。

対象となる方	平成29年8月からの負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）※
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）※
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。
厚生労働省周知用リーフレット参考



※介護のことなら何でもご相談下さい。（相談無料・秘密厳守）

南東北三春居宅介護支援事業所（三春南東北リハビリテーション・ケアセンター内）

相談窓口：Tel：0247-61-2512（直通）

営業日：月曜日～土曜日 8時30分～17時

